



消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)の概要

消防庁地域防災室

消防庁では、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、消防団の救助活動などの災害対応力の確保を図るための具体的措置として、「地域防災力の中核を担う消防団に関する緊急対策」を盛り込み、下記2つの事業に係る所要額を、平成30年度第2次補正予算に計上しています(平成31年度当初予算案においても、同内容の事業を計上しています)。

- ・市町村(消防団)に対する救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車の無償貸付
- ・消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)

この内、「消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)」は、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、配備が進んでいな

い救助用資機材等の整備を促進する国庫補助金として、3年間に限り、臨時特例的に創設したものです。

当該補助金は、補助対象事業者を市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)、国庫補助率を事業費の1/3としており、残りの地方負担分には特別交付税措置(措置率0.8)を講じる予定です。

また、当該補助金は、救急救助用資機材としてAED、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー及びジャッキを、携帯用無線機としてトランシーバー(デジタル簡易無線機を含む。)を補助対象資機材としており、各市町村で必要な資機材の種類や個数を選択可能としています。

各市町村におかれては、本補助金を積極的に活用し、消防団の資機材の充実を可及的速やかに図っていただくよう、お願いします。

消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)の概要

- 補助金の趣旨
災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るため、消防団の配備が進んでいない救助用資機材等の整備を促進することを目的。緊急対策として、3年間に限り、臨時特例的に創設。
- 補助率
1/3(地方負担分2/3に特別交付税措置(措置率0.8)を講じる予定)
- 補助対象事業者
市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)
- 補助対象設備 : 各市町村で、必要な資機材の種類、個数を選択可
 - ①救急救助用資機材
自動体外式除細動器(AED)、油圧切断機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ
 - ②携帯用無線機
トランシーバー(デジタル簡易無線機を含む。)
- 政府予算額
平成30年度第2次補正予算:7.4億円(平成31年度当初予算案においても同様の事業を計上)

【補助対象資機材】 : 積算上の単価合計で約160万円



エンジンカッター
〔約15万円〕



チェーンソー
〔約12万円〕



油圧切断機
〔約97万円〕



AED
〔約31万円〕



ジャッキ
〔約2万円〕



トランシーバー
(デジタル簡易無線機を含む。)
〔約3万円〕

問い合わせ先

消防庁地域防災室
TEL: 03-5253-7561